

東京都立小峰公園指定管理者仕様書

東京都環境局

令和4年7月

東京都立小峰公園指定管理者仕様書 目次

- 1 目的
- 2 施設概要
 - (1) 設置根拠
 - (2) 所在地
 - (3) 面積
 - (4) 設置目的
 - (5) 主要施設
 - (6) 開園年月日
- 3 管理運営方針
 - (1) 基本方針
 - (2) 実施方針
- 4 指定期間
- 5 法令等の遵守
- 6 業務内容
 - (1) 業務の対象となる施設
 - (2) 管理運営体制の確保
 - (3) 管理運営業務
 - (4) 維持管理業務（施設・里山空間の管理業務）
- 7 物品の使用等
 - (1) 指定管理者に使用させる物品
 - (2) 物品の管理
 - (3) 物品の帰属等
- 8 計画書及び報告書の提出
 - (1) 年度開始時
 - (2) 年度終了後
 - (3) その他

9 管理運営状況評価の実施

10 その他の留意事項

- (1) 記録等の作成及び保存
- (2) 東京都からの要請への協力
- (3) 環境負荷の低減
- (4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (5) 施設賠償責任保険への加入等
- (6) 東京都多摩環境事務所との調整
- (7) 第三者への包括的委任の禁止
- (8) 情報の管理
- (9) 情報公開
- (10) 指定管理者と東京都の責任分担
- (11) 自主事業業務に関する留意事項
- (12) 自動体外式除細動器（AED）の設置
- (13) 指定管理者の引継ぎ
- (14) 暴力団関係者の排除

別紙1 法令等一覧

別紙2 建築物調書及び施設図面（概要）

別紙3 小峰公園 設備一覧

別紙4 小峰公園 植生管理図

別紙5 エリア別管理方針

別紙6 東京都の所有物品一覧表

別紙7 管理運營業務一覧

1 目 的

本仕様書は、東京都立小峰公園（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容、履行方法等を定めることを目的とする。

2 施設概要

(1) 設置根拠

東京都自然公園条例（平成 14 年東京都条例第 95 号）第 41 条第 1 項の規定に基づく自然ふれあい公園

(2) 所在地

東京都あきる野市留原及び高尾

(3) 面 積

10.8 h a

(4) 設置目的

優れた自然環境を将来に亘って保全・育成するとともに、東京都立秋川丘陵自然公園及びその周辺地域の自然の解説、利用のための情報サービス、野外レクリエーションの楽しみ方などを提供し、自然を守り育てる意識を培うため、その活動拠点として整備する。

(5) 主要施設

ビジターセンター、休憩舎、四阿（あずまや）、便所、駐車場

(6) 開園年月日

平成 2 年 7 月 1 日

3 管理運営方針

指定管理者の創意工夫により、里山の景観と自然環境を保全・育成し、より多くの人々に利用されるように、次の基本方針及び実施方針に基づき、質の高いサービス提供と効率的運営を図ること。

(1) 基本方針

本施設は、東京都自然公園条例に規定する「自然ふれあい公園」として、自然環境の保全を図り、利用を通じて自然及び環境に関する都民の理解を深めるとともに、都立秋川丘陵自然公園の利用拠点としての機能を併せ持つ施設である。

この施設において、里山の自然環境の保全及び活用と、都立秋川丘陵自然公園への都民の理解を深め利用を促進するために、「東京の自然公園ビジョン（平成 29 年 5 月）」に掲げた目指す三つの姿（Ⅰ多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園、Ⅱ人と自然との関係をとるもつ自然公園、Ⅲ誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園）

の実現に向け、特に、次の3点に留意し、管理運営を行うものとする。

ア 里山の保全と活用

秋川丘陵の里山らしい景観を楽しみ、秋川丘陵の動植物に親しめる公園を目指し、里山の自然環境を保全し、活用するための管理運営を行う。

イ 自然公園の適正利用の促進

都立秋川丘陵自然公園のほか、多摩部の自然公園の魅力を発信し、自然公園の適正な利用を促進する。

ウ 効果的な情報発信と都民連携の強化

公園の貴重な自然や里山らしい景観を守り育てていくため、情報発信等を効果的に行うことにより、本施設の認知度や親しみやすさを高めるとともに、都民との協働体制を強化する。

(2) 実施方針

ア 里山の保全と活用

(ア) 里山の生態系や景観を保全・再生するための土地利用・植生管理を行う。

(イ) 土地利用・植生管理には旧来の農村管理手法を積極的に導入する。

(ウ) 多くの都民との協働により里山の保全を行い、同時にその活用を図る。

イ 都立秋川丘陵自然公園の利用拠点機能の充実

(ア) 本施設及び秋川丘陵自然公園全体の自然の解説や利用のためのサービスを提供する。

(イ) 自然公園での野外活動の楽しみ方の教示や自然環境保全に関する普及啓発を行う。

ウ 利用者ニーズ等の把握と利用促進

(ア) 都民や利用者（障がい者、子供、高齢者など多様な人々を含む。）の要望を調査し、多様なニーズに応えたサービスを提供する。

(イ) 自然環境に関する専門性を発揮し、質の高いサービスを提供する。

(ウ) ホームページ、マスコミ及び地域のミニコミ誌などを活用し、本施設の利用に関する最新情報を多様な人々、地元自治体、周辺自治体、教育機関等に発信し、広告及び宣伝活動を行う。

エ 地域や関連施設との連携（地元自治体や地元団体との連携を含む。）

(ア) 公園内の維持管理及び動植物の保護のため、地元の専門家等の助言・協力を得るなど、地域の人材や団体と連携し、効率的な施設運営や、自然環境の保全に寄与する活動に当たる。

(イ) 東京都（以下「都」という。）が設置する他のビジターセンターなどの自然体験・環境学習施設と連携して、適切な情報の提供、利用指導等を実施する。

(ウ) 各種イベントの実施に当たっては、地域特性に配慮したテーマを設定し、地元自治体、地域団体等による地元行事との連携を図る。

オ 緊急体制の確保

自然災害や事故に備え、地元警察や消防等関係機関との緊密な連絡体制を構築するとともに、自然災害等の発生時には的確で速やかな対応により、利用者の安全の確保を図る。

カ 施設の維持管理

清潔性、快適性、安全性及び環境に配慮した施設の維持管理を適正かつ計画的に行う。

キ 業務の効率化

アからカまでの項目を損なうことなく、コストの削減を図る。

4 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

5 法令等の遵守

本施設を管理運営し、6に掲げる業務を行うに当たっては、本仕様書のほか、別紙1「法令等一覧」に掲げる法令等（当該法令等に係る施行令、規則及び通達を含む。）を遵守しなければならない。

6 業務内容

(1) 業務の対象となる施設

別紙2「建築物調書及び施設図面（概要）」及び別紙3「小峰公園 設備一覧」を参照すること。

(2) 管理運営体制の確保

次に掲げる業務を実施するため、職員を適切に本施設に配置すること。職員のうち1名は管理責任者とし、本施設の維持管理業務に係る技術を有する者等、管理運営に必要な専門知識を有する者を配置すること。

また、組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

(3) 管理運営業務

指定管理者に求める業務は、次のとおりとする。

なお、自主事業の推進に積極的に取り組み、利用者サービス向上に寄与するイベント等を積極的に企画し開催すること。

また、利用者のニーズの把握及び公平な運営に留意すること。

ア 利用時間等

本施設の園地は通年開園とし、ビジターセンターの使用時間等は、次のとおりとする。

ただし、利用者の利便性を図るため、休業日を変更し、又は使用時間を延長できるものとする。

(ア) 使用時間

午前9時から午後4時30分まで

(イ) 休業日

12月29日から翌年1月3日まで及び毎週月曜日（ただし、その日が休日又は都民の日に当たるときは、その翌日とする。）

イ 管理運営業務（ビジターセンターを拠点に行われる利用者サービス等）

(ア) 利用者接遇

- a 本施設の受付及び利用案内
- b 本施設内の禁止事項の説明及び事故防止の注意
- c 本施設の利用方法の周知及び説明
- d 本施設に関する要望及び苦情の処理
- e 東京都自然公園条例第59条による使用の制限

(イ) 東京都多摩環境事務所への業務報告及び連絡調整

(ロ) 所轄警察署との調整に基づく拾得物の処理

(ハ) 施設の警備

(ニ) 駐車場の管理（来園者の安全確保等）

(ホ) 事故・自然災害など緊急時の対応

- a 緊急体制・連絡体制の確保
- b 集中豪雨、台風、強風、大雨等の警報発令時や、火災・震災時における非常配備体制の設置、利用者の避難誘導、職員の参集、施設の点検、都への状況報告、応急措置等
- c 本施設内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び都への事故報告

(ヘ) 公園利用・環境教育の促進プログラムの実施

数値目標を設定し、実績を報告すること。

また、自然教室等の環境教育において、成果品が参加者等に帰属する原材料費等については、実費を徴収することができる。

- a 本施設及び野外における自然公園の利用の案内及び解説業務
- b 自然教室等環境教育の企画運営
- c 環境教育等のための印刷物の作成
- d 展示物の企画、作成及び展示（季節に応じて実施。都所有の展示物のみとしないこと。展示に当たっては、事業計画書において提案すること。）
- e 自然公園の利用上のルール及びマナーの普及啓発

- f 自然公園の利用に関する相談及び問合せへの対応
 - g 自然公園ボランティアとの調整及び助言
 - h ホームページの運用及び更新のほか、その他の媒体を利用した効果的なPR及び情報発信
 - i 環境保全に関わる人材育成のための各種イベント・プログラム
- (ク) 自然情報等の収集
- 自然情報のほか、歴史・文化に関することなど、自然公園の利用の案内並びに解説に必要な幅広い情報の調査、収集、整理及び記録
- (ケ) 施設に関する利用状況の把握と対応
- a 本施設の利用者及び自然教室等の参加者数の把握と、必要に応じた措置
 - b 期待するサービス提供に関するアンケート・満足度調査の実施と対応
- (コ) 地域連携
- 地元の観光協会、団体等との連携及び地域振興への貢献
- (カ) 自主事業
- 指定管理者は、指定管理料以外の財源を活用し、施設の魅力向上や新たな利用者サービスの提供を図るための自主事業（イベント等）を実施することができる。
- 自主事業は施設利用にふさわしいものとし、実施に際しては、あらかじめ都と協議し、必要な許可を得ること。
- また、収支に関しては、指定管理料（委託料）の会計と厳格に区分すること。
- (シ) その他
- a インバウンド対応
- 指定管理者は、インバウンドの受入れを意識し、多言語による情報発信やピクトサインの充実に努めること。
- b 物品販売
- 施設の設置目的に沿い、利用者の利便性等向上に資する物品販売を行う。ただし、実施に当たっては周辺事業者と十分に調整を行うものとする。
- また、得られた収益については、指定管理業務の更なるサービス向上や年度協定額の縮減等に活用すること。さらに、収支に関しては、毎年度計画及び実績を報告すること。
- なお、原則としてキャッシュレス決済とすることとし、3種類（クレジットカード・電子マネー・QRコード）の決済手段を導入すること。
- （物品販売例）登山関連用品、地図、ガイドブック及び地域特産物やこれらを利用した飲食物等

(4) 維持管理業務（施設・里山空間の管理業務）

(ア) 里山保全業務

園内は、別紙4「小峰公園 植生管理図」のとおり7エリアに区分し、別紙5「エリア別管理方針」に基づいた適正な管理を行うこと。

- a 公園内の自然環境の把握
- b 公園内の植生管理業務
- c 都民による保全活動及び活用の促進

(イ) 施設・設備等の維持管理業務

- a 日常的な清掃、保守管理及び点検並びに定期的な清掃を行うこと。
- b 業務終了後の電気、ガス、水道等の最終確認作業
- c 光熱水費、通信費及び日本放送協会との受信契約に基づく受信料の支払
- d 展示物及び備品類の適正な維持管理

(ウ) 施設補修及び修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検及び定期点検を行い、部品交換や施設の補修及び修繕を行うこと。

- a 日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
- b 破損し、又は故障した施設、設備及び物品の修繕又は原状復旧
- c その他都との個別協議により行う施設補修・修繕等

(エ) その他

- a 指定管理者は、自ら行う監督及び検査などの業務管理体制を整え、清掃、植栽、建物及び設備等の維持管理の品質を確保すること。
- b 清掃、設備等の保守点検業務や園地管理等の維持管理業務を専門業者等へ委託する場合には、作業内容を掌握するとともに作業の完了確認を的確に行うこと。
- c 施設及び設備、園地の危険箇所について、常に把握及び改善を行い、事故の発生防止に努めること。
- d 作業に従事する職員及び作業員の安全を確保すること。
- e 遊具については、日常点検のほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014（日本公園施設業協会）」に基づき専門業者による点検を年2回以上行うこと。

7 物品の使用等

(1) 指定管理者に使用させる物品

ア 都と指定管理者との間で別に締結する物品使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）に基づき、無償で貸し付ける都の所有物品

イ 指定管理者が委託料の範囲内において購入した物品

(2) 物品の管理

(1)の物品について、善良な管理者の注意をもって次の事務を行うものとする。

ア 都所有物品の数量、使用場所、使用状況等の把握等

指定期間の開始後速やかに、別紙6「東京都の所有物品一覧表」に基づき、都所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。

また、(1)の物品と都が使用する物品とを厳格に区別すること。

イ 物品取扱責任者の設置

(1)の物品の管理を適正に行うため、物品取扱責任者を設置すること。

ウ 報告義務

(ア) 都所有物品のうち、物品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、都に報告するとともに、当該物品を都に返還すること。

(イ) 都所有物品について、亡失、毀損その他の事故があったときは、直ちに都に報告し、指示を受けること。

なお、当該事故が指定管理者の故意又は重大な過失によるものであるときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。

エ 都所有物品の返還

年度ごとに(1)の物品の数量等を照合した後、別に定める書面により都に報告し、指定期間終了の日に、当該物品を返還しなければならない。

オ 禁止事項

(1)の物品について次のことを行ってはならない。ただし、都が事前に協議を受け、承認したものを除く。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 加工し、又は改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与し、又は譲渡すること。

(3) 物品の帰属等

指定管理者が指定管理料により購入した物品は都に帰属する。指定期間終了の日に残存するものについては、都に報告し、引き渡すものとする。

8 計画書及び報告書の提出

次に掲げる事項を記載した書類を作成し、速やかに都へ提出しなければならない。

(1) 年度開始時

ア 別紙7「管理運営業務一覧」に示す業務についての年間管理運営計画書

イ 収支計画書

(2) 年度終了後

- ア 実施状況報告書
- イ 管理経費の支出状況、決算報告書及び物販収支実績

(3) その他

別途指定管理者と都との間で締結する協定等に定める事項

9 管理運営状況評価の実施

指定管理者は、各年度終了後に管理運営状況評価を実施するに当たり、都から報告や実地調査を求められた場合には、速やかに都担当者の指示に従い、誠実に対応すること。

都は、評価結果、実施報告書及び収支の状況についてホームページ等で公表する。

10 その他の留意事項

(1) 記録等の作成及び保存

- ア 管理運営及び経理状況に関する帳簿類は、常に整理し、都からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに都担当者の指示に従い、誠実に対応すること。
- イ アの帳簿類、維持管理業務（作業状況等）の記録類、作業記録に係る写真等（以下「記録類等」という。）は、記録類等を作成し、又は取得した年度の満了の日の翌日から起算して5年間保存し、都から請求のあった際は、速やかに提示できるようにすること（指定管理者が変更し、又はその指定が取り消された場合には都に引き継ぐこと。）。

(2) 都からの要請への協力

- ア 都から、施設の管理運営及び施設の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的に対応すること。
- イ 都が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等）への参加、支援、協力及び実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

(3) 環境負荷の低減

施設の管理運營業務の実施に当たっては、次のとおり地球環境への配慮に留意すること。

- ア 都が作成する環境基本計画等の実施について、都と連携・協力し、目標達成に向けた取組を行うこと。
- イ 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進や適正処理を図ること。

ウ 調達から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減への配慮に努めること。

エ 施設で使用する電力の購入に当たっては、「ゼロエミッション都庁行動計画」において掲げた目標である「2030年度までに都有施設の使用電力を100%再生可能エネルギー化する」ことに向け、小売電気事業者から再生可能エネルギー100%電力※を調達すること。

ただし、これによりがたい時は、「東京都グリーン購入ガイド」の水準2または水準1の条件を満たすこと。

※再生可能エネルギー電力とは、再生可能エネルギー由来の電気（FIT 電気含む）であって、非化石証書等による環境価値を有するものをいう。

オ 指定管理者は「都庁プラスチック削減方針」（令和元年6月5日31環資計第195号）を踏まえ、指定管理者の事業運営におけるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減等を行うこと。

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

指定管理者は、「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」（令和2年10月9日付2政計第361号）を踏まえ、都と指定管理者、あるいは指定管理者と施設利用者との間で行われる手続等において、ペーパーレス、FAXレス、はんこレス、キャッシュレス及びタッチレスの5つのレスを推進するとともに、利便性及び快適性の向上や自然公園の魅力発信のため、取組に当たっては、DXを積極的に活用すること。

(5) 施設賠償責任保険への加入等

施設利用中に利用者が被った損害等に対して指定管理者に責任がある場合において、指定管理者が不測の事態に対する備えを強化し当該責任を十分に果たすため、施設賠償責任保険に加入するなど適切に対応すること。

(6) 東京都多摩環境事務所との調整

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて、東京都多摩環境事務所と調整を行うこと。

(7) 第三者への包括的委任の禁止

第三者に対し、管理運營業務の包括的委任を行ってはならない。

なお、再委託については、再委託の内容及び委託先等について都の承認を受ける必要がある。

(8) 情報の管理

指定管理者は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及び同条例施行規則（平成3年東京都規則第21号）並びに東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和4年3月28日付3議調第411号）及び同対策基準（令和4年3月28日最終改正）の規定を踏まえ、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、管理運営業務のうち、自主事業の実施に関して知り得た個人情報は、区別して管理すること。

また、業務上知り得た秘密について第三者へ漏らしてはならない。指定期間の終了後も同様とする。正当な理由なく、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり盗用したりした場合は、条例に基づき罰則が科せられる。

(9) 情報公開

文書の開示等の情報公開については、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の規定に準じて取り扱うこと。

(10) 指定管理者と東京都との責任分担

指定管理者と都との責任分担については、次のとおりとする。

項 目	指定管理者	東京都
本施設の管理運営 （企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、都民協働、自然環境保全、利用促進活動等）	◎	—
本施設の維持管理 （園地管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕（軽微な改修を含む。）、安全衛生管理、光熱水費支払等）	◎ （補修修繕：破損等した施設等の原状復旧（当該作業に要する費用が1基（1件）当たり30万円未満のもの））	○ （必要に応じて指示等を行う。）
事務室内、倉庫内等の物品管理	◎ （都使用分を除く。）	○ （都使用分に限る。）

災害時対応 (待機連絡体制確保、施設点検、状況報告、応急措置等)	◎	○ (必要に応じて指示等を行う。)
災害復旧 (本格復旧)	—	◎
本施設の法的管理 (占有許可)	—	◎
本施設の整備・改修	—	◎ (指定管理者の責任分担のものを除く。)
包括的管理責任	○ (その責に帰すべき故意又は重大な過失により都に損害を与えた場合は、その賠償責任を負う。)	◎

(11) 自主事業業務に関する留意事項

自主事業の実施に当たり、広告宣伝等、公園内で制限されている行為をする場合は、東京都自然公園条例（平成14年東京都条例第95号）及び東京都自然公園条例施行規則（平成14年東京都規則第127号）の規定に則ること。

また、都への協議に当たっては、あらかじめ収支予定表を提出するとともに、実施後に収支報告を行うこと。自主事業により収益が見込まれる場合には、原則として、公園の利用者サービスの向上や施設の改善のために還元するものとし、収支予定表と併せて計画書を提出すること。

事業計画書において提案された自主事業の可否については、都と協定を締結する際に改めて協議するものとする。

なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがある時は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

(12) 自動体外式除細動器（AED）の設置

施設内で心肺停止者が発生する事態に備え、自動体外式除細動器（AED）を1台以上設置し、来園者に分かるように周知を図ること。管理運営に携わる職員等は、常時適正に使用できるよう使用方法を修得しておくこと。

(13) 指定管理者の引継ぎ

指定管理期間終了後に他の団体が引き継いで管理することとなった場合、都の定める期間内に都が指定する者に対し、管理運営業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。

(14) 暴力団関係者の排除

暴力団等対策措置要綱（平成 25 年 3 月 15 日付 24 総行革行第 469 号）第 8 条第 3 号に規定する排除措置対象者等又は東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 6 条第 1 項の規定により、都の契約の相手方の下請負人等とすることを認められていない者を相手方として、指定管理業務に関連する契約を締結してはならない。

また、指定管理業務の一部を第三者に委託する契約を締結する際は、暴力団等を排除するための特約を締結すること。

法令等一覧

- 1 自然公園法
- 2 自然環境保全法
- 3 首都圏近郊緑地保全法
- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 5 地方自治法
- 6 労働基準法及び労働契約法
- 7 施設維持及び設備保守点検に関する法規
 - (1) 建築基準法
 - (2) 電気事業法
 - (3) 水道法
 - (4) 消防法
 - (5) 下水道法
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - (7) 浄化槽法
 - (8) 労働安全衛生法
 - (9) 水質汚濁防止法
 - (10) 大気汚染防止法
 - (11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律上記のほか、施設の維持管理に関する関連法規
- 8 工事に関する法規及び規定
 - (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - (2) 建設業法上記のほか、工事に関する関連法規
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- 11 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 12 東京都自然公園条例
- 13 東京における自然の保護と回復に関する条例

- 14 東京都環境基本条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- 15 東京都情報公開条例
- 16 東京都個人情報の保護に関する条例
- 17 東京都公文書等の管理に関する条例
- 18 東京デジタルファースト条例
- 19 東京都暴力団排除条例及び東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱
- 20 東京都福祉のまちづくり条例
- 21 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
- 22 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- 23 東京都物品管理規則及び物品取扱要領
- 24 東京都指定管理者制度に関する指針
- 25 その他管理運営に必要な法令、基準、指針等

建築物調書及び施設図面(概要)

小峰公園 建築物調書(概要一覧)

管理施設

No.	名称	場所	構造	建築面積	延床面積	備考																				
1	小峰ビジターセンター	あきる野市留原284-1	鉄筋コンクリート造 二階建	257.89 m ²	361.91 m ²	1階:展示ホール、事務室、資料室、ロッカー室、給湯室、便所、倉庫 2階:ホール、救護室、シャワー室、脱衣室、給湯室、倉庫 トイレブースの数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>身障者対応</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大1</td> <td>大3</td> <td>大1</td> <td>大4</td> </tr> <tr> <td>小3</td> <td></td> <td></td> <td>小3</td> </tr> <tr> <td>手洗2</td> <td>手洗3</td> <td>手洗1</td> <td>手洗4</td> </tr> <tr> <td>掃除庫1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	男子	女子	身障者対応	計	大1	大3	大1	大4	小3			小3	手洗2	手洗3	手洗1	手洗4	掃除庫1			
男子	女子	身障者対応	計																							
大1	大3	大1	大4																							
小3			小3																							
手洗2	手洗3	手洗1	手洗4																							
掃除庫1																										
合計		1棟		257.89 m ²	361.91 m ²																					

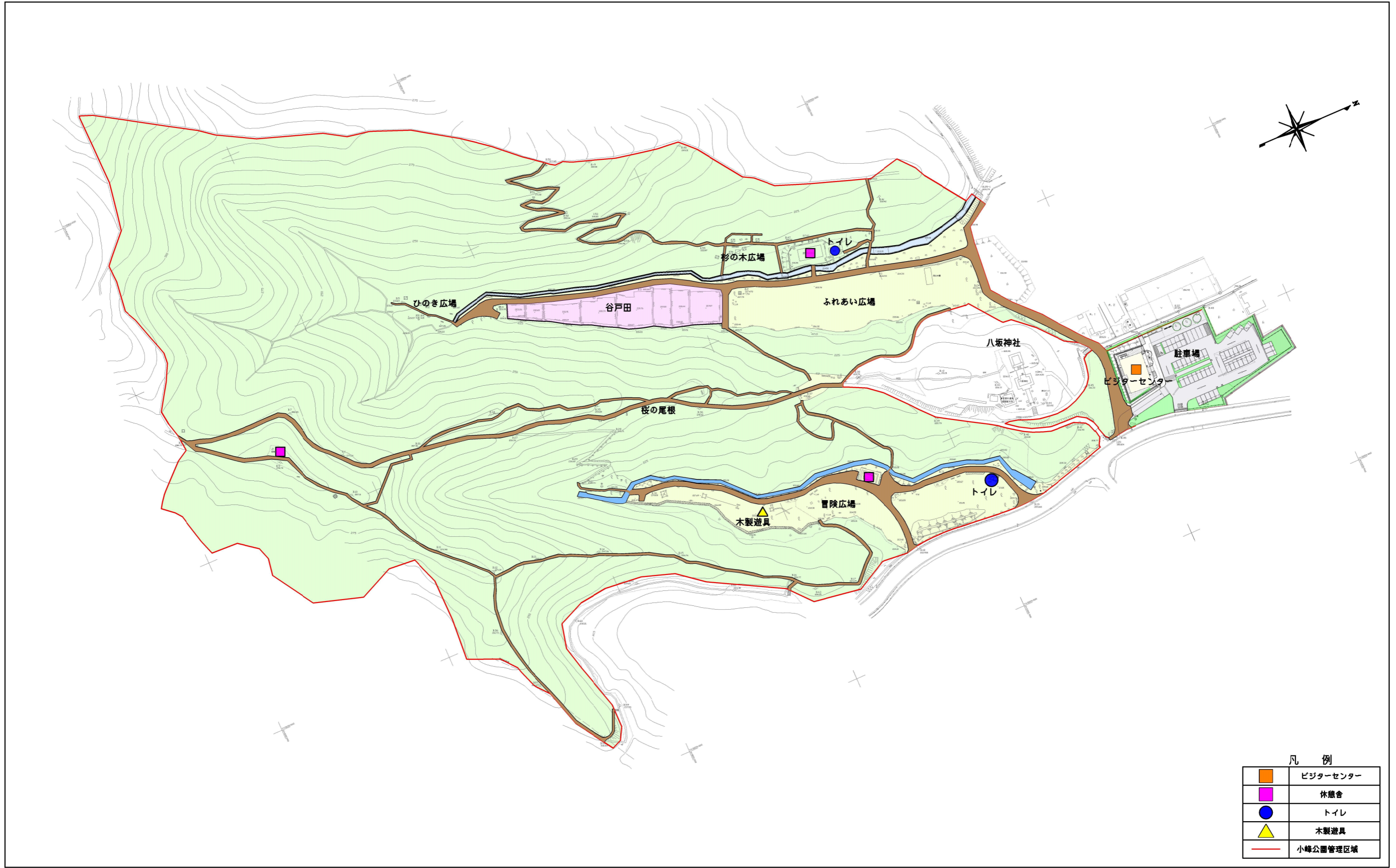
休養施設

No.	名称	場所	構造	建築面積	延床面積	備考
1	農家風休憩舎	あきる野市留原369	木造一階建	80.98 m ²	80.98 m ²	
2	四阿(休憩所)	あきる野市高尾456	木造一階建	17.55 m ²	17.55 m ²	冒険広場
3	四阿(みはらし台)	あきる野市高尾472	木造一階建	5.29 m ²	5.29 m ²	
合計		3棟		103.82 m ²	103.82 m ²	

便所

No.	名称	場所	構造	建築面積	延床面積	トイレブースの数等			
						男子	女子	身障者対応	計
1	便所(民家風休憩舎北側)	あきる野市留原369	木造一階建	26.23 m ²	26.23 m ²	大1	大3		大4
						小2			小2
						手洗1	手洗1		手洗2
2	便所(けやき広場)	あきる野市高尾446	RC造 一部木造	6.87 m ²	6.87 m ²			大1	大1
						小1			小1
						手洗1		手洗1	手洗2
合計		2棟		33.10 m ²	33.10 m ²				

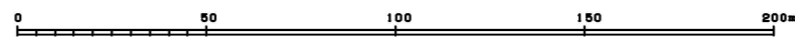
小峰公園 平面図



凡 例

	ビジターセンター
	休憩舎
	トイレ
	木製遊具
	小峰公園管理区域

S=1:2,000



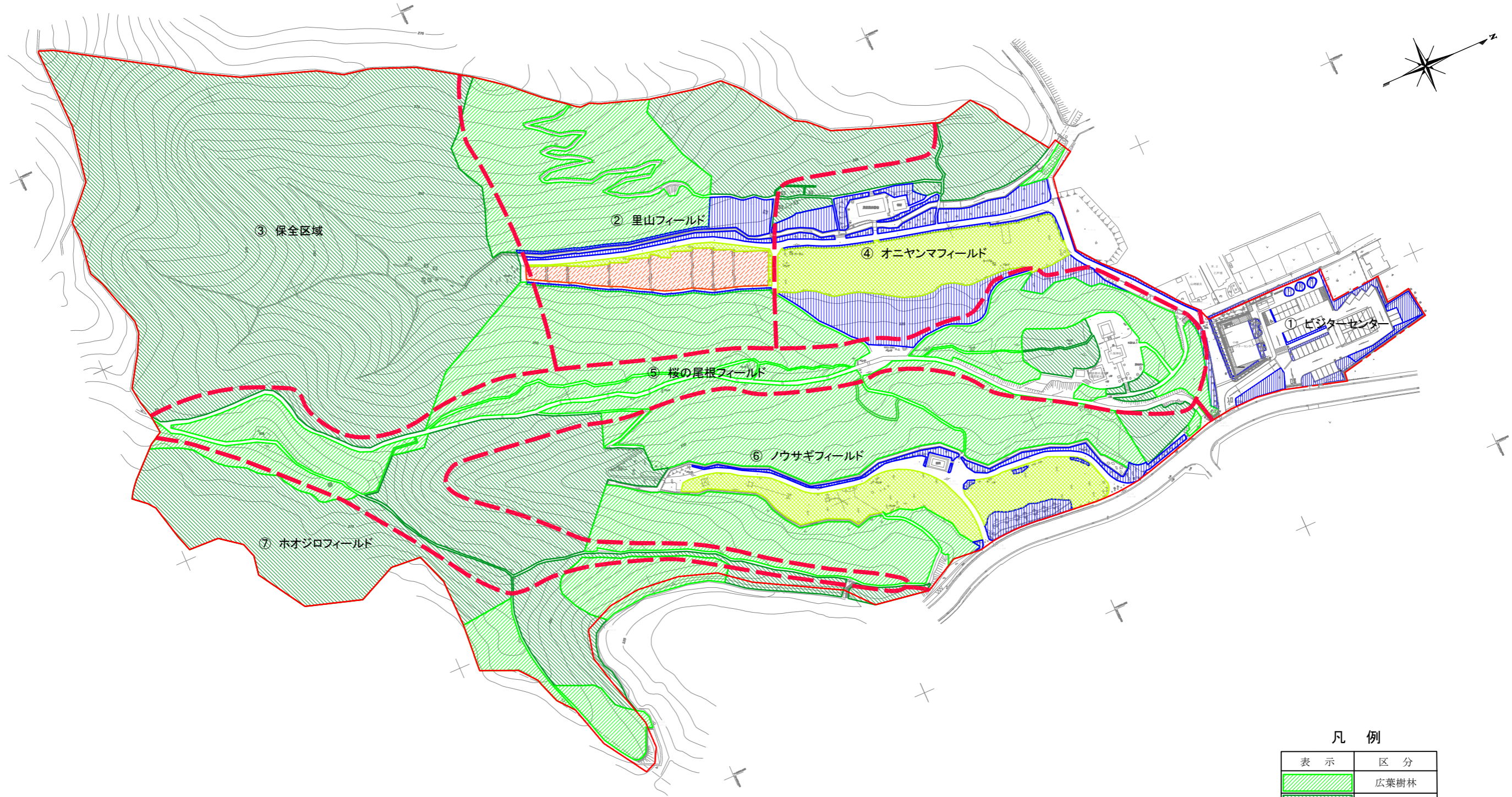
小峰公園 設備一覧(主に光熱水費、設備保守点検に係るもの)

別紙3

施設・設備名称	形状寸法等	数量	単位	備考
ビジターセンター				
電灯電力設備				
積算電力計	3φ3W200V、1φ3W200/100V	2	個	屋外 M1(引込開閉器盤)
電灯動力分電盤	3φ3W200V、1φ3W200/100V	1	面	1階 LP-1(屋内、引込型)
電灯分電盤	1φ3W200/100V	1	面	2階 L-2(屋内、引込型)
照明器具				
埋込天井灯	IL 100W×1	6	台	1階 入口、風除室
埋込天井灯	FL 20W-5	2	台	1階 展示ホール
埋込天井灯	NH50W×1	7	台	1階 展示ホール
照明	照射面可変型	4	台	1階 展示ホール
直付天井灯	LED40W-2灯相当	3	台	1階 子どものへや(資料室)
埋込天井灯	LED40W-2灯相当	8	台	1階 事務室
直付天井灯	FL 40W-1	2	台	1階 ロッカー室
直付天井灯	FL 20W-1	1	台	1階 給湯室
ブラケット	FL 20W-1	1	台	1階 給湯室
直付天井灯	LED40W-3灯相当	1	台	1階 便所
直付天井灯	FL 40W-2	1	台	1階 便所
ブラケット	FL 20W-1	5	台	1階 便所
直付天井灯	FL 20W-2	1	台	1階 便所
直付天井灯	FL 40W-1	2	台	1階 倉庫
埋込天井灯	FL 20W-1	1	台	1階 廊下
埋込天井灯	FL 40W-1	3	台	1階 廊下
埋込天井灯	FL 40W-2	20	台	2階 ホール
埋込天井灯	FL 20W-5	2	台	2階 ホール
埋込天井灯	MF 100W×1	6	台	2階 展示ホール吹抜
埋込天井灯	IL 100W×1	5	台	2階 階段
直付天井灯	FL 20W-5	1	台	2階 救護室
ブラケット	IL 40W×1	1	台	2階 シャワー室・脱衣室
直付天井灯	FL 20W-1	1	台	2階 シャワー室・脱衣室
直付天井灯	FL 20W-1	1	台	2階 給湯室
ブラケット	FL 20W-1	1	台	2階 給湯室
直付天井灯	FL 20W-1	1	台	2階 倉庫
埋込天井灯	FL 40W-2	1	台	2階 廊下
屋外灯	HF 300W×1	1	台	屋外
テレビ共聴設備		1	式	
電話配管設備		1	式	
インターホン設備				
インターホン親機	アイホン IBG-IDG 相当品	1	台	
インターホン副親機	アイホン IBG-IDM 相当品	1	台	
玄関子機(防雨形)	アイホン IB-EA-D 相当品	1	台	
廊下表示灯	アイホン VR-3D 相当品	1	台	
トイレ用呼出ボタン	アイホン NR-7DA 相当品	1	台	
復帰ボタン	アイホン NAR-2A 相当品	1	台	
非常警報設備				
非常警報盤	ホーチキBCB-TV相当品	1	台	一体型、埋込 消防認定品
非常警報盤	ホーチキBAC-AW0105相当品	1	台	一体型、埋込 消防認定品
AED				
AED	NIHON KOHDEN	1	台	
給排水衛生設備				
貯湯式電気湯沸器	100V 1.5kw 20 GV20	2	台	壁掛形 1,2階湯沸室
ガス瞬間湯沸器	FF式 11号 100V 47w GC20 GV20	1	台	ガス消費量 1.71kg/h 2階
ガスメーター	2号 GC20	1	台	貸与品
シャワーユニット	建築工事	1	台	2階 シャワー室
シングルレバー混合水栓	1F:TKS05311J、2F:TK181	2	台	1,2階湯沸室
散水栓	T27-13 (BOX共)	2	台	屋外
冷暖房換気設備				
空調機				
ヒートポンプ壁掛セパレート形	冷房能力2,800Kcal/h暖房能力3,600Kcal/h	1	台	2階救護室
壁掛形エアコン	2.3HPセパレート、冷房能力5.0kW、暖房能力5.6kW	1	台	1階子どものへや(資料室)
壁掛形エアコン	冷房・暖房兼用空冷式 セパレート形 MSZ-V285S-W	1	台	1階倉庫
ヒートポンプ	1.5HPセパレート、冷房能力3.6kW、暖房能力4.0kW	2	台	1階事務室
ヒートポンプ	6HP、冷房能力14kW、暖房能力16kW	1	台	1階展示室
ヒートポンプ	10HP、冷房能力25kW、暖房能力28kW	1	台	2階ホール

施設・設備名称	形状寸法等	数量	単位	備考
送風機				
軸流	400φ × 1600m ² /h × 10mmAq × 400W	2	台	展示ホール 給気、排気
軸流	250φ × 200m ² /h × 10mmAq × 50W	2	台	資料室 給気、排気
軸流	250φ × 400m ² /h × 10mmAq × 50W	1	台	男子便所 排気
軸流	300φ × 500m ² /h × 10mmAq × 75W	1	台	女子便所 排気
天井扇	150m ² /h × 8mmAq × 46W	1	台	身障者対応便所 排気
天井扇	200m ² /h × 8mmAq × 46W	1	台	倉庫 排気
天井扇	100m ² /h × 8mmAq × 35W	1	台	ロッカー室 排気
天井扇	450m ² /h × 8mmAq × 74.5W	2	台	湯沸室 排気
天井扇	100m ² /h × 8mmAq × 15W	1	台	ユニットシャワー 排気
天井扇		2	台	展示ホール 排気
脱臭扇	150φ × 60m ² /h × 6mmAq	1	台	貯留槽 排気
ロスナイ	500m ² /h × 10mmAq × 450W	2	台	ホール 給排気 天埋ダケ外形
ロスナイ	200m ² /h × 10mmAq × 201W	1	台	事務室 給排気 天埋カセット形
民家風休憩舎				
給排水設備				
水栓		10	台	屋外
便所				民家風休憩舎北側
電気設備				
照明	電灯LGWC80325LE1 × 7、電灯NNWK41151 × 4	1	式	
洋式便器(ウォシュレット)	品番TCF5533型 #NW1	4	基	
給排水設備				
小便器		2	基	
水栓		2	台	屋外
洗面台		2	基	
便所				けやき広場
電気設備				
照明		1	式	
分電盤		1	基	
小便器(自動洗浄)	品番:US910 #NW1	1	基	
呼出用ボタン		1	基	
給排水設備				
洋式便器	品番:SH232BN	1	基	
ハンドシャワー		1	基	
洗面台		2	基	
水飲み場		1	台	冒険広場

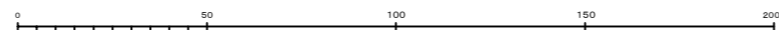
小峰公園 植生管理図



凡例

表示	区分
	広葉樹林
	針葉樹林
	湿地性植物
	管理草地
	植栽地
	管理区分

S=1:2,000



エリア別管理方針

		落葉広葉樹林	針葉樹植林	谷戸田	竹林	芝及び草地	植込地
ビジターセンター	建物、駐車場等管理施設周辺の植込地。修景植栽地として適正に管理を行う。	管理方針 八坂神社周辺の鎮守の森をなす雑木林として維持していく。					低木の植込地。適切な剪定、除草等を行う。
	面積(a)	1	0	0	0	0	11
里山フィールド	落葉広葉樹の二次林いわゆる雑木林として積極的に維持し、ビジターセンターの自然教室のフィールドとしても活用を図る。	管理方針 里山として継続させるため、雑木林の管理を計画的に実施するとともに、自然教室などでの活用も図る。	雑木林への転換を図る。自然教室などの利用も交え、針広混交林、広葉樹林といった転換を計画的に目指す。	谷戸田を中心に自然教室等の積極的な展開を図りながら、里山の生物の多様性を確保する。		草地の生き物の多様性を確保することに十分留意した上で、野外レクリエーションの場として活用できるよう計画的な管理を行う。	低木の植込地。適切な剪定、除草等を行う。野草保護地。自然植生に近い状態で、希少種などの保護育成を図る。
	面積(a)	101	40	16	0	2	9
保全地区	小峰公園の水源林人為的な影響を排除し、自然の遷移に任せていく。	管理方針 表土の流出など、林地の荒廃をもたらすような状況の箇所を除き、基本的に遷移に任せた保全地とする。	表土の流出など、林地の荒廃をもたらすような状況の箇所を除き、基本的に遷移に任せた保全地とする。				
	面積(a)	18	298	0	0	0	0
オニヤンマフィールド	草地を中心としたコミュニティの場。	管理方針 里山として継続させるため、雑木林の管理を計画的に実施するとともに、自然教室などでの活用も図る。	雑木林への転換を図る。自然教室などの利用も交え、針広混交林、広葉樹林といった転換を計画的に目指す。		公園で利用する竹材料の調達及び里山の竹林風景の確保のため適切に維持していく。	草地の生き物の多様性を確保することに十分留意したうえで、耕作作業や野外レクリエーションの場として活用できるよう計画的な管理を行う。	梅林及び低木の植込み地。里山の梅林として適切な維持管理を行う。
	面積(a)	6	26	0	1	33	30
桜の尾根フィールド	桜の尾根道として維持していくとともに、秋川丘陵の尾根筋に見られる植物を保護育成し、自然観察路として提供していく。	管理方針 桜山の景観を維持するとともに周辺の雑木林の維持管理を図る。	桜山の景観維持を基本とし、干渉するような部分に対しては適切な管理を行う。				梅林及び低木の植込み地。里山の梅林として適切な維持管理を行う。
	面積(a)	100	63	0	0	0	5
ノウサギフィールド	遊具、休憩舎などを中心にレクリエーションの場として活用を図る。	管理方針 里山として継続させるため、雑木林の管理を計画的に実施するとともに、自然教室などでの活用も図る。	雑木林への転換を図る。自然教室などの利用も交え、針広混交林、広葉樹林といった転換を計画的に目指す。			草地の生き物の多様性を確保することに留意したうえで、野外レクリエーションの場として活用できるよう計画的な管理を行う。	低木の植込地。適切な剪定、除草等を行う。
	面積(a)	120	35	0	0	31	9
ホオジロフィールド	公園と秋川街道を隔てる緩衝緑地帯として維持していく。山林部分は秋川丘陵に見られる植物の自生を促し、自然散策路として機能させる。	管理方針 里山として継続させるため、雑木林の管理を計画的に実施するとともに、自然教室などでの活用も図る。	良好な針葉樹の植林地として維持していく。				
	面積(a)	31	81	0	0	0	0

東京都の所有物品一覧表 東京都立小峰公園

令和4年6月1日現在

	品名	取得価格	取得日	規格	物品管理番号	備考
1	物置架	195,700	8. 3.28	ヨド物置21 (W)2. 2(D)1. 2(H)2. 4M	L95-000405	
2	組立移動バラック	103,897	9.10.30	床面積2. 10ヘイベイ	L97-001065	
3	プロジェクター	231,210	18. 2. 8	パナソニック製 液晶 TH-LB30NT	L05-000015	
4	ノートパソコン	176,295	18. 2. 8	NEC製 PC-GL17LG2	L05-000016	
5	もみすり機	104,762	19.3.19	大竹製作所製 FC2K 357×598×(高さ)620	L07-000016	
6	整理箱	113,000	21. 1.30	AED(自動体外式除細動器)収納ボックス(自立型) 日本光電社製AED1200用	L08-000020	
7	テレビ	168,000	22. 3.12	シャープ LC-40DX2B	L09-000036	デジタルテレビ40V型
8	テレビ	105,000	22. 3.12	シャープ LC-20DX1B	L09-000040	デジタルテレビ20V型
9	発電機	285,984	30. 7. 5	ホンダ発電機 EU26 i 専用カバー付	L18-000001	
10	耕運機	128,700	H31.10.16	ホンダ 耕運機 F503(BAH)	L19-000004	
11	除雪機	207,900	H31.10.31	ホンダ 除雪機 SB800(JVT)	L19-000007	
12	耕運機	97,350	R2.1016	HONDA 耕運機 こまめF220(JT) W585×D1, 115×H975	L20-000003	
13	映像投影機	157,300	H33.2.2	プロジェクター リコーPJWX4153N 257mm×221mm×144mm	L20-000010	
14	タブレットパソコン	44,000	H33.10.29	iPad(第8世代)32GB・Wi-Fiモデル		附属品を含む。 ※消耗品
15	タブレットパソコン	44,000	H33.10.29	iPad(第8世代)32GB・Wi-Fiモデル		附属品を含む。 ※消耗品

管理運営業務一覧

項目		内容	予想数量
運営業務等			
運営業務			
公園運営		受付、案内、イベント開催等	1 式
環境教育活動業務			
自然解説		案内及び解説	1 式
		自然教室の開催	1 式
維持管理業務			
施設管理	建物管理	ビジターセンター 休憩舎・四阿(あずまや) 便所 ・日常清掃 ・ガラス清掃 ・照明器具清掃 ・床清掃 ・消毒	361.91 m ² 103.82 28.31
	ゴミ処理	運搬	1 式
	空調設備保守管理	清掃、点検等	1 式
	消防設備保守管理	清掃、点検等	1 式
	遊器具保守管理	巡回、点検等	1 式
	園地管理	駐車場、舗装園路	巡回、清掃、点検、保守等
未舗装園路		巡回、清掃、点検、保守等	2.4 km
植込地		樹木管理、除草、草刈、清掃等	64 a
谷戸田		谷戸田管理、湿地管理、清掃等	16 a
管理草地		巡回、清掃、草刈等	66 a
樹林地		樹林地(雑木林、植林地、竹林等)管理、巡回、清掃等	926 a